

公立大学法人埼玉県立大学職員表彰規程

平成22年4月1日
規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第44条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、功績等表彰及び永年勤続表彰とする。

2 功績等表彰は、職員就業規則第44条第1項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当すると理事長が認めた職員に対して行う。

3 永年勤続表彰は、勤続20年表彰とし、満45歳以上かつ勤続20年以上で、表彰に値する職員から理事長が選考するものとする。

(表彰の方法等)

第3条 表彰は、理事長が表彰状を授与して行い、記念品、功労金を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 功績表彰は、必要に応じて随時行う。

2 永年勤続表彰は、毎年一定の期日に行う。ただし、特別な理由があるときは、随時に行うことができる。

3 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日付に遡って表彰することができる。

(適用除外)

第5条 第2条第3項の永年勤続表彰については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月28日埼玉県条例第72号）第2条第2項の規定に基づき、埼玉県から法人に派遣されている職員については、適用除外とする。

(その他)

第6条 この規程で定めるもののほか、職員の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。